

唐代官僚の俸祿と生活について

築山治三郎

はしがき

一

この論文は主として唐代文官の俸祿と生活について述べたものである。唐代官僚制は複雑を極め官僚總數も莫大に上り、その俸祿も種々あつて時代と共に變遷した。既に先學の部分的研究もあるが、これを総合的に見て一、祿米と職分田、二、防閑庶僕白直等の色役、三、俸錢とその財源及び中央官と地方官との比較、四、官僚數の増加と俸祿、五、米價と俸祿、六、俸祿と官僚生活等について結びとしたいと思う。

この問題を論ずるに當つて俸祿は國家財政と密接、重大なる關係にあるが、國家財政も亦複雑で到底研究しつくされぬものがあり、従つて俸祿の問題も研究途上種々の疑問があり、不明な點もあつて今後の研究にまたねばならぬと思つてゐる。

尙本研究は昭和三十六年度科學研究補助による唐代官僚制の研究の一部であつて早急の間に纏めたもので種々不備の點もあり、御叱正御指導を賜らば幸いである。

唐代官僚の俸祿と生活について

唐は初め其外文武官に祿米が給せられ、武徳年間には京官のみで外官には給せられなかつた。恐らく國家草創の時であつたので地方外官には手が届かず、外官は隋制のまま受けていたのであろう。新唐書^{卷五}食貨志及び會要^{卷九}内外官祿に武徳元年とあるが、通典^{卷三五}秩祿に武徳中外官無祿とあるから外官は祿米がなかつたと思われる。通典の祿制によると、京官正一品七百石より從九品五十二石まで差等があり、春秋二季に分けて支給された。隋制に比して各々減じた。外官は各々一等を降つて支給されたので、同じ品階でも外官は内官に比して少かつた。隋制によると、外官の刺史太守縣令はその州郡縣の戸を計つて祿が支給され、戸數によつて九等の差をつけ、大州は六百二十名で、降る毎に四十石減じ、下州は三百石支給せられ、大郡は三百四十石で降る毎に三十石を減じ、下郡は百石、大縣は百四十石支給せられ、降る毎に十石を減じ、下下縣は六十石を支給せられた。

唐の外官の祿制は州縣の大小の等級によらずして、それぞれ品階によつて祿の支給があり、州縣の遠近等も考えられなかつたようである。隋唐の外官の祿米は漢の地方長官の刺史に比べると何れも三分の一であるが、唐は祿米の外に職分田、防閑庶僕白直等の色役、及び俸錢等の支給があり、そこに唐代の俸祿の特色があつた。祿米はいうまでもなく民丁の地租を以て充てられたが、唐初亂離の際果して完全に支給されたか疑わしい。武徳七年に均田賦税の制を定め毎丁、歳に粟二石を徴收することになつたもので、ほぼこの歳から實施されたものであろう。均田制による租庸調の制が確實に實施されている間はその支給が實施されているが、その制が崩壊すると共に租入の成績悪く、天寶亂以後國家財政の窮乏によつて遂に通典によると、肅宗至徳以後に京官には支給されぬことになつた。

① 諸食祿之官。考在中上巳上。每進一等加祿一季。中下巳下每退一等奪祿一季。若私罪下中巳下。公罪下下並解見任。奪當年祿。

とあり、考課の成績によつて加祿奪祿があつた。

官僚の俸祿として支給されたものに職分田がある。職分田については既に優れた研究があるからその大要を述べると、通典^{三五} 秩祿及び新唐書^{五五} 食貨志によれば、

職事官	品階								
	一	二	三	四	五	六	七	八	九
京官文武職事官	一二一〇	九七六	四三・五二・五二						
諸州及都護府親王府官	一一二一〇	八七五	四三・二・五						
鎮戍關津岳瀆及在外監官	一一一一	五三・五三	二一・五						

この表によると京官一品を除き、二品以下の給田は同じ品階であつて

も、京官より諸州及都護府等の外官が多かつたことがわかる。京官職分田は京城を去る百里以内の地に給し、京兆府河南府及び京縣の官僚の職分田もこれに準じたが、百里以内では京官京兆府京縣の官僚數多く土地少きため、百里外に給田を欲するものあればこれを給し、諸州及都護府親王府の官僚の職分田は皆管下の州縣内において給したのであり、従つて州縣は土地廣く比較的狹郷より寛郷が多かつたのは、外官を優遇する意味もあつたであらうと考えられる。

これを地方長官の刺史縣令に充てはめると、

刺史	品階		縣令	品階	
	給田	品階		給田	品階
上州	從三品	一〇頃	上縣	從六品上	五頃
中州	正四品上	八頃	中縣	正七品上	四頃
下州	正四品下	八頃	中下縣	從七品上	四頃
			下縣	從七品下	四頃

給田には品階の正從上下をつけなかつたようである。右の表によると、例えば中州刺史は中書侍郎、尙書吏部侍郎等と同じ正四品上であるが、その給田は侍郎の七頃に對して八頃であつたことになる。

内外官僚の職分田は彼等自ら耕作し得ないので民の願ひによつて貸し、後には強制的に貸し、秋冬に至つてその收穫を收めしめ、その上納米を地子又は地租と呼ばれ、畝に六斗を過ぎるを得なかつた。かりに最高六斗とすると、十頃の給田を受ける京官職事官二品のもの諸州及都護府官三品のもの、六百石の俸祿を得ることになるが、先に述べた官祿より多く支給されることになり、一は官祿で一は職祿であり、一は均田制による民の給田による國家收入から、一は民の私役による租入から俸祿を

受けたのである。

しかし官僚に給する職分田は度々廢置が行われ、貞觀十年前後の廢止、貞觀十八年の復活、開元十年の廢止、開元十八年の復活等があり、それについて大崎正次氏が既に述べているように、唐代の職分田は名目があつたが、その實がなく少くとも官吏に與えられる給田額に至つては殆んど論ずるに足りぬものようであつた。たとえ給田されても荒廢地、未開墾地、不毛地であつたことが會要^{九三}内外官職田に見え、その地租一畝に二斗となつていたので、官僚の租入も僅かなものであつたらうと考えられる。そのように官僚の俸祿に充てる地子、地租の收納額如何が問題であつて、通典^{三五}秩祿によると大曆以後關中物資乏しく物價騰貴し、京官の俸祿給する能わず、そのために外官の職分田の三分の一を京官に給したが、その額は他の徵收米と合せて米七十萬石に過ぎなかつたと見えてゐるから、京官職分田の地租の收納が如何に少かつたかがわかる。これに反し地方官の給田は稍多かつたが、次第に未開墾地の支給が多くなつたようであり、従つて職分田及び公解田の誅求は民田に比べて甚しかつたようである。呂思勉氏は元稹同州均田狀を引いてゐるがそれによると、

當州百姓田地。每畝祇稅粟九升五合。草四分。地頭權酒錢共出二十一文已下。而諸色職田。每畝稅案三斗。草三束。脚錢百二十文。若是京官上司職田。又須變米雇車般送。比量正稅。近於四倍。州縣抑配百姓租佃。有隔鄉村。被配一二畝。并有身居市弗。亦令虛額出租者。其公廨。官田。驛田皆與職田相似。

舊唐書^{卷一六六}に元稹は憲宗に仕え穆宗長慶二年宰相を罷めて同州刺史と

唐代官僚の俸祿と生活について

なつて均田の狀を情を見て職分田の地租が民田の四倍近く徵收され、鄉村を越えて逃げるものがあり、さらに市井に身を置くものがあつて如何に職分田の苛斂誅求が甚しかつたことがわかるし、他の州とても同じであつた。と述べてゐる。

二

官僚の俸祿として職分田の外に色役を給せられた。通典^{三五}祿秩によると、

内外官俸食防閑邑士白直等。宜令王公以下率口出錢。以充給。調露元年九月職事官五品以上者。準舊給仗身。……又有親事帳內。

とあつて内外官僚には防閑、邑士、白直を、職事官五品以上には仗身を、京官八品九品には庶僕を給せられた。これは高宗儀鳳二年以後の制であるが唐初からあつたものか明かでない。通典に北齊の官秩に事力白直が見えてゐるが、隋制では見えていないので、北齊の制度が復活したものと考えられ、「準舊給仗身」とあるから、既に唐初に給せられたものである。また王公以下及文武職事三品以上の帶勳者には親事、帳內が給せられ、六品、七品の子を親事とし、八品、九品の子を帳內とし、何れも歳十八以上の者と限られた。例えば、上桂國帶二品以上職事官^{九十五}帶三品職事官^{九十六}の多きに達してゐた。

諸州縣の官で流内九品以上のものには皆白直を、同じく諸州縣の官、流内九品以上及び在外監五品以上のものには執衣を給せられた。執衣は民丁中男を以てこれに充てる雜番の代役であつた。

京文武官五品以上には防閑を給し、六品以下には庶僕を給せられ、公

主、郡主、縣主には邑士を給せられた。また諸親王府屬には士力を給せられたが、士力は白直と同じ性質のものであつた。防閑、庶僕、白直、執衣の數は品階によつて差があり、今これを表示すると、

内外官	品階								
	一	二	三	四	五	六	七	八	九
京文武官	九六 ^人	七二 ^人	四八 ^人	三二 ^人	二四 ^人	一	一	一	一
京文武官	庶僕	一	一	一	一	五	四	三	二
諸州縣官	白直	四〇	三二	二四	一六	一〇	七	五	四
諸州縣官	執衣	一八	一五	一二	九	六	六	三	三

これによると、京官の防閑はその數多く、庶僕はその數甚だ少く、しかも五品と六品とに判然と區別されたことがわかる。即ち上に厚く下には極めて薄かつたのであつた。州縣外官においてはその差は京官程甚しくなかつたが、それも品階の低いものはその數少かつた。通典^{卷三五}秩祿

に儀鳳二年の制に率口出錢とあり、また其防閑庶僕白直士力納課者。毎年不過二千五百。執衣元不過一千文。防閑庶僕舊制季分。とあるから、官僚の雜徭の代償として錢を納めることができ、防閑庶僕、白直、士力は二千五百文、執衣は一千文以下とされた。前の表によれば、二品防閑九十六人であり、最高防閑一人二千五百文として二十四萬錢となり、六品庶僕五人であつて一萬二千五百錢となるが、防閑庶僕凡てが納課するものと限らず、後に述べる開元二十四年の月俸では二品防閑十千、六品庶僕二千五百とあるから、凡て納課するにしても二品は凡そ百文を六品は五百文を出したことになる。

防閑、庶僕、白直については^⑥浜口重國氏が徭役労働について述べており、これらのものは丁男が本來負擔すべき租庸調及び雜用のうち、何れ

かの免除を受けてこれに當るものである。また菊池英夫氏は唐代において任官者の個人的役使人を民間から義務的に就役せしめる色役制度なるものが存したが、その起源は東晉南北朝初に發生した君主權臣の護衛兵に發し、それが亂世から平和時代へと推移するにつれて單なる侍從に變つたものであり、官僚に對する秩祿給付となつたものである。その中特殊技能者を特定機關に配隸せしめたのであると述べている。

白直^⑦は州縣官僚のみならず、公廩白直があり、天寶五載の勅によれば、一年でその數十萬丁を越え、一丁二百八文を輸し莫大な數となつたので、數の多少を計つて料錢を同じくし、税を加えて之に充て以後丁男を配して白直とするを得ずとあるから、天寶五年以後は凡て官僚俸料には料錢で支給し、さらに天寶十四載には防閑庶僕等の料錢は十分の二を加えて増額したようである。

三

官僚の俸祿は唐初から前述のように官祿として現物を、職分田の地租として現物を給せられ、また色役制度があつたが、均田制の崩壞するにつれ、職分田の支給も充分ならず、従つて現物支給は規定の如く行われたと考えられない。すると俸祿として頼ることのできるものは見錢であつた。

官僚俸錢の財源は京官には公廩本錢の利子を以てこれに充てることにした。公廩本錢は官營の高利貸資本で、均田制による租稅收入だけで官僚の俸祿を支給できぬ場合、その不足を補うため國家資本を民間に貸付けて運轉し、その利子を以て官僚に對する俸給の正規の資本となつたよ

うであり、また官僚の俸給のみならず、他の使途にも振り向けられた。

通典^{卷三五}によると公廩本錢は既に隋代に行われたが、官僚その利を争つたので廢止され、唐代になつて再び初められたものである。唐初は隋末亂離を受け、租庸調の制尙充分ならず、租稅收入も少かつたので、官僚數の増加とともに公廩本錢が實施されたのであろう。武徳元年十二月置公廩本錢。以諸州令史主之。號捉錢令史。

貞觀元年。京師及州縣皆有公廩田。以供公私之費。其後用度不足。

京官有俸賜而已。諸司置公廩本錢。以番官貿易取息。計員多少爲月料。

(會要^{卷九三}諸司諸色本錢)

とあつて武徳元年置かれ、貞觀十二年之を罷め、代りに天下の上戸七千人を胥士として防閑の制によつてその課を納めしたが、貞觀十五年國庫尙不足するので再び復し、令史、胥士等を置いて利を納めしめて官僚の俸料に充てた。

以上のように公廩本錢を取扱うものは胥吏の捉錢令史であつたが、後には捉錢戸と呼ばれた民戸が之に當つた。捉錢戸は夫役免除の特權を與えられ、州縣警察權廻避の特典があつたので、富豪の戸が争つて捉錢戸となつたが、通鑑^{卷二三}玄宗開元六年の條に、

唐初州縣官俸。皆令富戶。掌錢出息以給之。息至倍稱。多破産。その註に收贏十之七。富戶幸免徭役。貧者破産甚衆。

とあつてその利息高く殆んど十割に近いもので、貧者の破産するもの多かつた。州縣の地方官僚には一般民丁の常賦の他に加えて、その俸錢を支給したことは同じく通鑑^{卷二三}玄宗開元六年の條の祕書少監崔沔上言。

諸計州縣官所得俸。于百姓常賦外。有所加以給之。とある。貞觀十五年

褚遂良の上言に、

公廩本錢を取扱う捉錢令史を置いたが、彼等は利を輸して官に錢を送り、官の品秩を得ているが之を止めた方がよいとあり、其後公廩本錢の廢置が定らなかつた。通典^{卷三五}秩祿に、

永徽元年悉廢胥士等。更以諸州租庸脚直充之。

とあつて高宗永徽元年再び之を廢して租庸脚を以て京官の俸料としたのである。其後復活し、舊唐書本紀^{卷八}玄宗開元十年に、

停天下公廩錢。其官人料。以稅戶錢充。每月准舊分例數給。

とあり、會要^{卷九三}諸司諸色本錢上に、

至開元十年。中書舍人張嘉貞。又陳其不便。遂罷天下公廩本錢。復稅戶以給百官。籍内外職田。

とあつて開元十年中書舍人張嘉貞の奏言によつて公廩本錢を廢し、稅戶錢によつて官僚の俸料に充て同時に内外官の職田も廢している。然るに同じく會要^{卷九三}によると、

開元十八年。復給京官職田。州縣籍一歲稅爲本。以高下捉之。月收贏以給外官。復置天下公廩本錢。收贏十之六。

とあつて開元十八年に京官の職田を復し、州縣一歲戶稅を本にして外官に給し、又公廩本錢を置いてその利十分の六を取つたのである。開元十年に京官職田と公廩本錢と同時に廢し、開元十八年京官職田と公廩本錢と同時に復したのは如何なる理由によるものか充分分らないが、同時に廢し、同時に復したのはそこに何か理由がなくてはならない。官僚の俸料は之を中止することができぬとすれば、開元十年に公廩錢を停めると同時に戶稅錢を支給しているのである。戶稅錢は他にまた流用されるだ

ろうから、開元十八年に再び職田や公解本錢を復活したものと解せられる。公解本錢は其後の史料に見えているから廢止されなかつたようである。

玄宗の開元の治世官僚機構の整備擴大するにつれて國家財政も次第に膨脹し、莫大な數に上る内外官僚に對する俸祿給付はまた次第に夥しい額に上るようになった。その上に冗員冗官があり、加えて軍備を充實するの莫大なる經費を要し、ますます國家財政の膨脹を來すようになった。また官僚は時にはその官員數を欺いてその費用を横取りするものさえあつた。

諸司繁冗。及年及色役費用既廣姦偽曰。滋。宜令中書門下與諸司長官量事。停減冗官及色役。年支雜物等。總六十五萬八千一百九十八。官吏稍簡而費用省。

とあつて冗員及防閑、庶僕、白直等の色役を省くことを勅したことが見えてゐる。

舊制京官有防閑庶僕俸食雜用等。開元二十年敕以爲名目。雖多科數先定。既煩案牘。因此生姦。自今以後合爲一色。都以月俸爲名。其貯米亦合入祿數同申。遂爲恒武。

即ち防閑庶僕等の色役をやめて俸錢とし、食料雜用等凡て合せて月俸として支給したのである。このようにして開元二十四年に官僚の俸料は次のように定められた。表は通典三五秩祿による。

以上によつて、内外官僚の俸料は月料として支給されたのであるが、職分田等はいうまでもなくこの中に入つておらず、また職分田の地租收納も殆んど足りなかつたのは前述の通りである。この月俸は會要

品階	俸錢			
	月俸料	食料	雜用	防閑
一品	六、〇〇〇錢	一、八〇〇錢	一、二〇〇錢	一五、〇〇〇錢
二品	五、〇〇〇	一、一〇〇	九〇〇	一〇、〇〇〇
三品	三、五〇〇	七〇〇	七〇〇	六、六六七
四品	三、〇〇〇	六〇〇	六〇〇	五、〇〇〇
五品	二、〇〇〇	四〇〇	四〇〇	二、五〇〇
六品	一、七五〇	三五〇	三五〇	一、六〇〇
七品	一、三〇〇	三〇〇	三〇〇	一、六〇〇
八品	一、〇五〇	二五〇	二〇〇	四〇〇
九品	一、〇五〇	二五〇	二〇〇	四〇〇
				一、九〇〇
				二、五五〇
				四、〇五〇
				五、三〇〇
				九、二〇〇
				一一、五六七
				一七、〇〇〇
				二四、〇〇〇
				三一、〇〇〇
				三二、〇〇〇
				三三、〇〇〇
				三四、〇〇〇
				三五、〇〇〇
				三六、〇〇〇
				三七、〇〇〇
				三八、〇〇〇
				三九、〇〇〇
				四〇、〇〇〇
				四一、〇〇〇
				四二、〇〇〇
				四三、〇〇〇
				四四、〇〇〇
				四五、〇〇〇
				四六、〇〇〇
				四七、〇〇〇
				四八、〇〇〇
				四九、〇〇〇
				五〇、〇〇〇

九卷一 料錢によると、開元十六年の敕に文武百官の俸料錢は宜しく時價によつて給すべしとあるから、いうまでもなく時價によつて定められたものであつて後に述べるように、開元十三年二十八年には米價斗二十錢ぐらゐの標準で定められたものであろう。従つて官僚には祿米、職分田、永業田などの収入もあつたから、開元天寶時代の生活は安定していたものと考えられる。この表を地方官の刺史縣令にあてはめると、

刺史	品階		月俸		
	品階	月俸	品階	月俸	
上州	從三品	一七、〇〇〇錢	上縣	從六品上	五、三〇〇錢
中州	正四品上	一一、五六七錢	中縣	正七品上	四、〇五〇錢
下州	正四品下	一一、五六七錢	中下縣	從七品上	四、〇五〇錢
			下縣	從七品下	四、〇五〇錢

以上のようになる。刺史は縣令に比べて約三倍の俸料であり、其の他にも雜收入があつたから中には豪侈を極めたものもあつた。

先に述べたように公解本錢は高宗永徽元年に諸州の租脚の價を以て充

てられたが、其後官僚の数が夥しく増加してから戸税の税錢によつた。戸税は租庸調以外に民の貧富差に應じて民戸に課税したものである。

唐の戸等は武徳年間^⑩に各戸の資産を量つて三等とし、貞觀九年に改正して九等としたが、永徽元年に税錢を以て在京の百官の俸給としたとあるが税錢を開始したのはそれより前と考えられている。開元二十四年の月俸錢は戸税錢によるものと思われる。戸税は租庸調による給田を受けた農民及び給田を受けない工商を始め、戸籍に載せられていない一般の戸も戸税を負担したようである。通典^{卷六}食貨賦税に、天下の王公士庶に至るまでその資産に應じて戸を九等に分ち、官僚に對しても一品を上上戸九品を下下戸に準じ、並に寄莊戸や寄住戸等の主として官僚階級や浮客等にも課税されたのである。これを表示すると、

上上戸	一品	四、〇〇〇錢	中上戸	四品	二、五〇〇錢
上中戸	二品	三、五〇〇	中中戸	五品	二、〇〇〇
上下戸	三品	三、〇〇〇	中下戸	六品	一、五〇〇
下上戸	七品	一、〇〇〇錢			
下中戸	八品	七〇〇			
下下戸	九品	五〇〇			

一般民丁は租庸調の義務の外地税及び戸税を徴收せられるが、官僚は月俸料が支給され、俸料から見れば戸税の如きは論ずるに足りぬものであつた。官僚は俸祿によつて生活するを本體とするが、天寶の亂以後戸税収入思うに委せず、國家財政の窮乏によつて至徳二年已後。内外官並不給料錢。郡府縣官給半祿。乾元元年外官給半料。與職田。京官不給料。仍勅度支使量閑劇。分給手力課。員外官一切無料^⑪。

唐代官僚の俸祿と生活について

とあつて至徳乾元年には内外官に料錢の支給なく郡府縣の外官には半祿を、乾元元年に半料を辛じて支給し、京官には料錢の支給なく、辛じて手力課を支給した。京官は衣服の費に事缺く状態であつた。これは軍費調達に急であつて、京官の俸料支給できぬ程困窮を極めていたのであつた。

官僚の俸料を戸税のみに求めることができず、前述のように京官の俸料さえも事缺く状態であつたので、ここに新しく財源を求めたのが青苗錢であつた。代宗永泰末に州縣官僚や折衝府官僚の職田苗子三分の一を取つて京官に與えているが、大曆元年には青苗錢を以て百官の俸料に充てている。

自乾元已未。天下用兵百官俸折。乃議於天下地畝青苗。上量配稅錢。命御史府。差使徵之。以充百官俸料。每年據數。均給之。以爲常式^⑫。そこでこの年五月に青苗地錢を税し、殿中侍御史光裔をして諸道に廻らしめ四百九十萬貫を得たのであつた。當時國用急であつて財源がなかつたので、未だ稔らぬ苗の青い時に税を徴收したので青苗錢といわれ、每畝錢十文であつたが、それと同時に地頭錢として每畝二十文を課し、合せて青苗錢といひ、その任に當るものを青苗錢使といつたのである。其後大曆八年には青苗錢は増額されて每畝錢十五文京畿のみは三十文となつている。

通鑑^{卷三五}大曆十二年の條に、
元載。以仕進者多樂京師。惡其逼已。乃制俸祿厚外官而薄京官。京官不能自給。常從外官。

とあり、元載は肅宗の時から宰相たること多年また度支轉運使を兼ね改

治經濟を一手に握りその權力を恣にし、仕進する者京官に就かんとするもの多く、そこで官僚俸祿は外官に厚く京官を薄くしたので、京官は自給し得ぬものがあつた。舊唐書^{卷二}代宗大曆元年に、

在京諸司官員。久不請俸。頗聞艱難。とあつて京官は至德乾元以來俸料の支給されなかつた年があり、且つ支給されても元載は京官の俸料を減額したのであつた。加うるに京畿の戸口減少し、京官の大半はその數が變らず、税錢とても充分收納できぬ状態であつたろうと思われる。しかし權臣は諸使を兼領していたし、財政の權を握っていたから彼等自身は却つて多くの俸料を得ていたと考えられる。

先是百官俸料寡薄。縮與衰。奏請加之。とあつて楊綰と常袞が奏請して百官の俸料を増額した。大曆十二年四月度支奏。加給京司文武官及京兆府縣官每月料錢等。具件如後。(會要^{卷九一}内外料錢)

とあつて文武職事官名によつて差等をつけている。今京官職事官の俸錢をあげると、

京官職事官	品階	俸錢
侍中中書令	正三品	一二〇貫 (一二萬錢)
中書門下侍郎	正四品	一〇〇貫 (一〇萬錢)
左右僕射	從二品	八〇貫 (八萬錢)
六尚書	正三品	六〇貫 (六萬錢)
諸司侍郎	正四品下	四五貫 (四・五萬錢)
給事中中書舍人	正五品上	四五貫 (四・五萬錢)
郎中侍御史	從五品上	二五貫 (二・五萬錢)
著作郎	從六品上	二〇貫 (二・五萬錢)
監察御史	正八品上	一五貫 (一・五萬錢)

必ずしも品階によらず、その職事の閑繁輕重によつて多少異つてゐる。例えば、諸司侍郎と給事中中書舍人とは品階異なるが同じ月料であり、左右僕射より中書門下侍郎の月料が多く、これは時代の趨勢と共に左右僕射の地位が政治的にやや衰えたと見ることが出来る。

これを開元二十四年の月俸と比較すると五倍乃至十倍になつてゐるが、上に厚く下に薄く、増俸額は一十五萬六千貫で舊俸と合せて二十六萬貫であつたから、平均して二・五倍の増俸であつたので、下位のものには餘り増俸されていなかつた。地方官はどうであつたか。

自兵興以來。州縣俸不一。重元載王縉隨情徇。刺史月給或至千緡。或數十緡。至是始定節度使以下主簿尉俸祿。^⑩

とあつて天寶の亂以後、州縣地方官僚の俸祿一定せず、元載王縉が私情に隨つて支給し、刺史の俸祿千緡(貫)という莫大なるものもあつた。そこでこの時刺史以下の俸祿を定めた。(十貫一萬錢)

刺史	八十貫	從三品	縣令	四十貫	從六品上
別駕	五十五貫	從四品	丞	三十貫	從八品下
長史	五十貫	從五品上	簿	二十貫	正九品下
司馬	五十貫	從五品下	尉	二十貫	從九品下

以上は上州刺史以下と上州縣令以下の月俸であるが、同じ品階の京官に比べて高く、開元二十四年と比較すると何れも數倍以上になつてゐる。尙刺史縣令は州縣の等級によつて差等があり、中州中縣以下は何れも三分の一を減じた。

さてこれらの俸錢は戸税錢及び青苗錢に求めたが戸税錢が俸錢のみならず、軍費其他にも用いられたことは

凡天下諸州稅錢。各有準常準。三年一大稅。其率一百五十萬貫。每年一小稅其率四十萬貫。以供軍國傳驛及郵遞之用。每年又別稅八十萬貫以供外官之月料及公解之用。^⑩

とあつて特別に稅錢を徴して地方官僚の俸料にしなければならなかつた。それが兩稅錢で、^⑪德宗建中元年宰相楊炎の建議によつて兩稅法を制定した。兩稅法は當時の社會の狀勢に應じ、租庸調制度の崩壞に伴う稅制に改革であつて、その法によれば、主戸客戸を問わず、土着と移住とを問わず、凡ての者に對して大曆十四年の墾地の面積を標準として財産の等級を定め、州縣及國家の予算を立てて等級に應じて課稅し、商人にも三十分の一を課稅し、租庸調及び地稅戶稅一切の諸稅を廢止したもので、官僚俸料は以後兩稅錢に求めることとなつた。

兩稅法制定後、各地に兵亂が起り、建中三年には百官の俸料を減じて軍費に支出しているし、兩稅錢が殆んど軍費に支出され、

以軍與庸調不給。請借京城富商錢。率每商留萬貫餘。並入官。不一二。十。大商則國用濟矣。^⑫

判度支杜佑曰。今諸道兵月費度支錢一百餘萬貫。若獲五百萬貫。纔可支給數月。

とあるように、軍費が莫大な數に上り、兩稅徵收思うに委せず、富商から錢を借りなければならなかつた。従つて兩稅の外種々な新稅を設けたのである。

德宗貞元三年宰相李泌が百官の俸料を増加すべきを奏し四年に、^⑬唐書卷二二德宗貞元四年の條

李泌以京官俸薄。請取中外。給用除陌錢。及其厥官俸外一分職田額。

唐代官僚の俸祿と生活について

内官俸及刺史執刀司馬軍事等錢。令戶部別庫貯之。以給京官月俸。とあつて依然として大曆建中貞元に至る間京官の俸料が外官に比べて薄く、且つ充分に支給されず、兩稅の外除陌錢等を新に設置して増額したのであつた。

新書卷五五食貨志に李泌爲相。又增百官及畿内官月俸。復置手力資課。歲給錢六十一萬六千餘緡。

とあつて大曆十二年の俸料の倍以上増額したのである。いうまでもなく官僚總數も多少増減があり、官僚を減ずることが屢々行われたことは後に迷へる通りである。大曆十二年の俸料は二十六萬餘、その後時々多少の増加があつて三十四萬餘となり、新に二十六萬餘増がされた。ところが李泌の建策による増俸は京官及京兆府縣官のみで、州縣の地方官僚には及ばなかつたようである。しかし會昌以後に地方官は倍増されている。當時節度使が地方で軍政の權力を握り、節度使以下の地方官僚は留州、送使等の費を利用して收奪を專にしていた。

舊唐書卷一四憲宗元和六年の條、

國家自天寶已後。中原宿兵。見在軍士可使者。八十餘萬。其餘浮爲商販。度爲僧道。雜入色役不歸農桑者。又十有五六。則是天下常以二分。勞筋共骨人。奉七分坐衣待食之輩。今内外官給俸料者不下一萬餘員。

とあつて内外官の俸料一萬餘を下らず、國家收入日に減少し、俸祿を受けるもの多く、入流するものに多くなつていふと言つてゐる。

唐國家財政のうちその支出の主なるものはいうまでもなく、軍費と官僚俸祿であつた。

巨計^②天下財賦耗斂。大者。唯二事。一兵費。二官俸。自它費十不當二者一。

とあつて軍費、官俸が國家財政を危機に陥れたのであり、冗員冗官を省くべきことを述べ、
陸贄は

經費之大。甚流有三。軍食一也。軍衣二也。内外月俸及諸色資課三也。軍衣固在於布帛。軍食又取於地租。其計錢爲數者。獨月俸資課而已。制祿唯不計錢。

とあつて國家經費の大なるもの軍衣軍食官俸の三つをあげ、軍衣軍食は布帛地租の現物支給であるが、官俸俸給は俸錢を支給しなくてはならぬところが税錢の收納うまく行かぬことを述べている。

四

唐は初め官僚六百四十三員であつたが其後社會の安定、戸口増加、官僚機構の整備とともに必要以上の官僚の増加を、見、冗員冗官の數も多きに上り、高宗顯慶年間内外文武官一三、四六五員で貞觀時代の二十倍の多きに達し、ことに京兆府京畿の諸縣に多かつたことは、會要^{卷六七}員外官の條に見えている。これら莫大な數に上る官僚俸祿も莫大なものであつた。以上は内外文武の流内官であるが、流外官及び胥吏等などの給與は殆んど文獻に見えていないが、これらを合すると巨額に上つたと考えられる。員外官等の冗員冗官の増加につれて、國庫不足を來したことは舊唐書^{卷九八}李元紘傳に見えているし、舊唐書^{卷九八}盧懷慎傳には

臣竊見京諸同員外官。所在委積多者。數十倍。近古以來未之有也。官

不必備。此則有餘人。代天工多不釐務。有除拜無所裨益。俸祿之費歲巨萬。空竭府藏致理之基哉。

とあつて、その俸祿の巨額に上つたことがわかる。

通鑑^{卷三四}開元二十一年條に、

自三師以下一七六八六頁自佐史以上五七・四一六員とあつて流内官の數は顯慶の時より四・〇〇〇員も増加しているし、更に杜佑の通典^{卷四〇}秩品に、

内外文武官一八・八〇五文武官一四・七七四 内官二・六二〇 外官一六・一八五

舊唐書^{卷二}代宗大曆十二年京文武官二・七九六文武官一・八五四 九四二

會要^{卷九}一 憲宗貞元四年京文武官及京兆府縣官總三・〇七七文武官一・八九〇 八五六

とあり、内外文武官が逐年増加し、内官の俸料を増加するとともに外官の俸料を増加しなければならなかつた。官僚數が増加すればその俸祿も増加するのは當然であり、官僚俸祿は前述の通り軍費と共に國家財政を危殆に陥入れしめている。國家經費を省くには官司、官僚を減すべきところが軍費よりも先決問題である。しかし官僚減員という行政整理は實行に困難な問題である。これまで屢々整理減少すべきことが言われているが、思うように行かず、舊唐書^{卷二}張延賞傳に、

舊制官員繁而且費。州縣殘破戰比之由。臣荆南劍南阡管州縣闕官員者。少不可十數年。……請減官員。收其祿俸。資募戰戰士。

州縣官を減員してその俸祿を軍費に充たた方がよいと建言したのである。

大省州縣官員。收其祿。以給戰士。張延賞之謀也。時新除官千五百人。而當減者。千餘人。怨嗟盈路。

官僚数を整理することが如何に困難であつたかがわかる。そこで前述の通り、宰相李泌が延賞の減じた州縣官の数を復し、さらに京官の俸祿増加を行つたのである。

初張延賞大減官員。人情恚怨。泌請復之。以從人欲。因是奏罷兼試額

內占闕等官。加百官俸。隨閑劇。加置千力課。上從之。人以爲使。

とあり、裴延齡傳に、

開元天寶中戸僅千百萬。百司公務殷繁官員。尙有闕員。自兵興已來戸口減耗。大半今一官可兼領數司。伏請自今已後。內外百司官闕。未須補置。收其闕官祿俸以實帑藏。

兵亂後兼官多く内外闕官が多い。まだ補置していない。俸祿は横取りされている。闕官の俸祿を入れて財政を救うべきであると述べている。

杜佑も國用を省くには官を省くべきであると上言しているし、李吉甫は地方官として江淮に滯留すること十五年の久しきに及び、よく地方の事情に通じ、民の疾苦を知り、善政を施したが、宰相になるに及び、官僚を省くべきことを奏し、同時に内外官の俸を定め、再び宰相となり、官僚並びに諸色出身胥吏等を減ずべき請うた。この時内外官計八百八員。諸司流外一千七百六十九人を省いた。

今内外官以稅錢。給俸者。不下萬員。天下三百餘縣。或以一縣之地。

而爲州。一鄉之民而爲縣者甚衆。請有司。詳定廢置。吏員可省者省之。

州縣可併者併之。入仕之塗可減者減之。

とあつて、先に述べたように官僚給俸のもの一萬を下らず、州縣の制度亂れ、縣を州とし郷を縣としたりするものあり、州縣及び官員の省くべきこと、また入仕の道の減ずべきことを力説し、この年元和六年には前

述の通り内外官及流外官の減員を斷行したのであり、其後武宗會昌年中、柳仲郢の奏により一千二百人を整理している。

五

既に述べたように官僚俸錢は開元二十四年に品階に應じて基準を定められ、大曆十二年に倍額以上に増加し、さらに貞元四年に大曆の倍額に増加している。貞元四年には地方官の増俸はなかつたらしく、地方官の増俸は會昌年中に倍額にしている。さて物價の基準となる米價について俸錢と比較して見ると、通典卷七に、貞觀八九年頻至豐稔米斗四五錢至十五年每斗值兩錢。麟德三年米每文折五文。永淳元年京師大雨饑荒米每斗四百。と見え、次に至（開元）十三年封泰山。米斗至十三文。青齊穀斗至五文。自後天下無貴物。兩京米斗不至二十文。とあり、舊唐書卷八玄宗開元二十八年に是時頻稔京師米斛不滿二十錢。とあるから、米價は年の豊凶によつて變動があるが、大體において貞觀時代と開元時代とあまり變らず、しかも開元天寶の間でも大體同じで極めて低廉であつた。開元二十四年の官僚俸錢は大體米價五錢乃至二十錢の時に定められたものと考えてよい。

開元天寶初ごろは國家富み、大平を謳歌した時代であつて新唐書卷五食貨志に、

天寶五載。是時海內富貴。米斗之價錢十三。青齊間斗纔三錢。絹一匹錢二百。道路列肆。具酒食以侍行人。

とあるように京師も地方も生活が樂であつたらしい。然るに天寶亂の影響を受け、至德乾元以後は物價騰貴し、新唐書食貨志に、乾元元年百姓

殘於兵盜。米斗至七千。鬻粍爲糧。民行乞食者屬道。とあり、舊唐書

^{三七}五行政志に大曆四年京師飢米斗千錢とあつて、米價は何十倍と高騰

したのである。勿論米價は地方によつて異なるが、京師は最も高騰したに違いない。然るに大曆十二年の増俸は京官及京兆府縣官の俸料を倍額少しであつたのみであり、地方官の刺史縣令はそれ以上の増俸と、また特別雜給があつたから、別として京官の俸料のみでは物價高騰に伴うて決して満足安定すべき俸料とは考えられない。それでも地方官よりも中央官を欲するものあり、しかし中央にあつて到底生活し能わざる官僚は地方官に出るものもあつたことが列傳に屢々見受けられる。

官僚は職分田、公廩田があつたが、至徳二年以後祿米の支給はなく、さらでだに物價高に悩む農民自身の生活困窮を極め、流亡するものもあり、官僚俸料の支給も亦充分でなかつたこともあつた。そこで地方官僚は百姓を侵漁して不正を動き姦を爲し、贓賂が公然と行われ、また土地兼併が行われるに至つたのである。

國家はこの物價高に伴うて宰相李泌の建言によつて、貞元四年京文武官及京兆府縣官に對して大曆十二年の俸料の倍額以上を支給したが、依然として米價下らず、舊唐書^{卷三}三德宗貞元元年河南河北米斗千錢。貞元二年河北蝗旱米斗千五百錢。とあり、^{卷三三}通鑑貞元三年自興元以來是歲最爲農稔。米斗一百五十。とあつて米價下落したが一時的なものであつた。従つて大曆の倍額増では安定したと考えられず、米價の高低は農民生活に影響し、それが間接直接に官僚の生活に影響を及ぼしたことはいうまでもない。貞元四年の増俸は地方官に及ばず、地方官はその生活のため凡ゆる方法で苛斂誅求を敢てするものがあつた。

六

開元二十四年の月俸通計は會要^{九卷}一内外料錢によると、最高三萬一千錢であつたが天寶亂以後政治亂れ、京官で諸使を兼ねるものは別額の支給があり、また兼領する毎に俸錢を請求し、大曆年間權臣月俸九十萬刺史十萬という高額を得たものがあつた。

開元後置使甚衆。每使各給雜錢。宰相楊國忠身兼數官。堂封外月給錢百萬。幽州平盧節度使安祿山隴右節度使哥舒翰所給亦不下百萬。……兵興權臣增領諸使。月給厚俸比開元制祿數倍。

とあつて宰相楊國忠は百萬、節度使安祿山、哥舒翰は百萬を下らず、其他の者は開元に比べると數倍或は十數倍という状態であつて、それ故財政窮乏を來したのである。それにも拘らず、要路の高官權臣は豪侈な生活を營み、裴昱は俸錢毎月二千餘貫（二十萬）^②性侈靡を好み、車服を尙し、毎に賓友と美味美食に耽つて僕射様といわれた。陳少遊は永泰二年桂州刺史、桂管觀察使に除せられたが、中官董秀樞密にあり、小遊其の里に宿して秀に謁した。その時彼は

從容曰。七郎家中人數幾何。每月所費復幾何。秀曰。久忝近職家累其重。又雖時物騰貴。一月過千餘貫。少遊曰。據此之費。俸錢不足支數

日。

とあつて中官董秀の生活費が物價騰貴で（舊唐書永泰元年米斗千四百錢^{卷一}）一ヶ月十萬を要し、月俸だけでは數目を支えることができぬとして、少遊は近郡に遷されんことを請うて毎歲錢五萬貫を送つたのであり、少遊は又元載の子仲武にも賄を納れて數日にして宜州刺史となす、彼の財寶

巨億萬といわれたのである。

舊唐書^{卷二〇}郭子儀傳に、

歲入官俸二十四萬貫。私利不在焉。其它在親里里居其里四分之一。

郭子儀は天寶亂平定の功によつて身宰相を兼ね、その俸料二十四萬貫の巨額に達し、邸第も宏大なものであつたが決して私利あらず、しかし宰相元載、王縉、僕射裴冕等が各々錢三十萬貫を出して子儀の第に宴を開いたのであつた。彼等元載、王縉等は諸使を兼領し、俸料も高く、その上尙權力で賄を納れ、財巨萬の富をもつて豪華を極めていたのであつた。

官僚貴族は當時別業を有し、廣大な莊園を占有し豪華な生活をしていたことはいうまでもなくその上に、巨額の俸錢を得、時々國家からの賜與があつたことは枚擧に暇ない。しかし官僚の中では清廉にして産業を營まず、質素な生活をするものもあつた。

山東の著姓であつた盧懷慎は宰相となつたが、土地財産をもたず、俸祿は皆これを分散し、張嘉貞は雖久歷清要。然不立田園。とあり、李揆はその門地高く宰相となつたが、元載と協わらず、後職を徙され、江淮で疾を養い、その間俸祿なく生活困窮を極めていたし、蕭復もその出身門閥であつたが以家貧而鬻舊業とあり、舊唐書^{卷一五八}鄭餘慶傳に、清儉率素。終始不渝。四朝居將相之任。垂五十年。祿賜所得分給親黨。其家頗寒素。

とあつて鄭餘慶は憲宗穆宗等四朝に歷任將相の任にあること五十年、その間俸祿を得ていたが皆分給して家は寒素で質素な生活であつた。薛登は御史大夫岐州刺史刑部尙書と歷任したがその家貧なるを以て特に致仕

唐代官僚の俸祿と生活について

祿を給せられた。

舊唐書^{卷一五}楊綰傳に、

綰。隨月分給親故。清識過人。縮儉薄自樂。未嘗留意家產。口不問生計。累任清要無宅一區。所得俸

とあつて同時代の元載とは全く反對で宰相になつても己が生活を顧みず、俸祿は皆親故に分給し、柳渾も性節儉不治產業。官至宰相。假宅而居とあり、李勉も宰相になつてから數年その俸祿皆親黨に遺り、生活質素にして死後私財がなかつた。趙憬も清儉にして宰相になつたが、その邸宅は僕奴士大夫の家に類し、俸祿は先ず私廟に入れて第邸田園を營まず質素であつた。また李吉甫は京師に一室ある外、別業邸宅をもたず、歸崇敬は中央官の起居郎に遷つたが家貧にして生活する能わず、外官を求めて潤州長史となつているが京官でしかも卑官であつたからその俸祿も少かつた。王播の子、起も家貧にして特別に月俸を得ているが俸料は僕妾の所有となり、柳公綽はその家辛うじて生活したが毎飯一食にすぎず、家貧しくして質素で浮華な生活をしなかつた。

唐の刺史縣令等の地方長官の月俸は中央官僚に比べて、同じ品官ならば高額であつた。ことに京官の俸薄く大曆十二年の勅で京官の月俸を増したがそれでも地方官が高かつた。そこで中央官で生活できぬものは求めて地方官に出る者があつた。前述の歸宗敬は中央官の起居郎月俸一・八萬であつたが同州長史潤州長史月俸（五萬）となつている。布日氏は白居易の生活について述べているが、

舊唐書^{卷一六六}白居易傳に、

今雖謫佐遠郡。而官品至第五。月俸四五萬。寒有衣。飢有食。給身之

外。施及家人。亦可謂不負白氏矣。

とあつて白居易は江州司馬に貶されたが司馬は從五品下で月俸五萬錢であり、衣食足りて家人にまで及ぶと述べているが又職分田からの租入もあつたようである。呂思勉氏は新書^{卷一四五}嚴郢傳にある計一農歲錢九萬六千。米七斛二斗。をあげている。これによると一ヶ月錢八千米六斗である。従つて白居易の月俸四五萬錢は生活に充分で憲宗元和時代は米價低落し比較的^{卷一八五下}地方官生活は樂であつたらしい。舊唐書^{卷一八五下}良吏傳に、薛平……拜虢州刺史。朝廷以尤課擢爲湖觀察使。理身儉薄。嘗衣一絲袍。十餘年不易。……歷三鎮。凡十餘年。家無聲樂。俸祿以散諸親族。とあつて薛平は刺史觀察使を歴任したが治績をあげ、質素な生活をなし、俸祿は之を親族に散じたのである。このように地方長官として清嚴、尤異な政治を行つたものは、奢侈に流れず、請託を受けず、俸祿以内で生活したもので良吏傳其他に多く見られる。

地方官は月俸の外に新任轉任等の送迎に際し贈物の金品があり、また俸祿の外、紙、筆、錢其他種々のものがあつた。呂思勉氏もあげているが舊唐書^{卷二三七}趙涓は信州員外司馬に貶され、廳吏を得て毎月紙筆錢を請い、前後五年で錢一千貫（十萬錢）に上つたといわれ、俸祿の外筆紙錢が支給されていたことがわかるし、舊唐書^{卷一八}宣宗紀大中五年の條に、刺史更迭の際に錢物收納の舊弊があるが之を違法となさずとあつて、地方官は月俸の外に種々の錢物を手に入れていたことがわかる。月俸の支給が充分でなければ、地方官は收斂を恣にし、請託を受けるものもあつた。

陸贄は鄭縣尉となつたが、官を辭して母の許に歸らんとして壽州を經

た時に刺史張鎰名聲あり、贄は往きて之に謁し共に語り、鎰は忘年の交を結び贄に錢百萬を送らんとしたが、贄は受けずして新茶一串のみ受けたとあるが、刺史の月俸は八萬であるから百萬錢とは巨額であつて張鎰は月俸の外種々の金錢を得ていたに違いなく、また之を受けなかつた陸贄も清廉であつた。錢徽は江州刺史に貶されたが、州に牛田錢百萬錢あつて刺史の宴會贈餉としていたが、徽はこの牛田は農耕の爲にして他用にすべきでないとし貧民に代つて租入したとあるが、錢徽が清廉な生活がわかる。新唐書^{卷一九七}循吏傳に、韋宙……拜吏部郎中。出爲永州刺史。州方災歉。乃斥官下什物所以供刺史者。得九十萬錢。爲市糧餉。とあるように刺史に供される錢九十萬を市糧として刺史の費用に用いなかつた。舊唐書^{卷九八}杜暹傳に、

初舉明經補婺州參軍。秩滿。將歸。州吏以紙萬餘張。以贈之。暹受一百餘。悉還之。時州寮別者見而歎曰。昔清吏受一大錢。復何異也。

とあつて杜暹は地方官の任滿ちるとき州吏から紙萬帳を送られたが一百餘のみ受けて返したのであるが、地方官轉任の際錢物を贈られるのが習慣であつた。

このように地方官は州縣の大小、遠隔、豊凶及び物價の高低があつて一概にいえないが、一般に至徳乾元から大曆までの生活は一部の權臣刺史を除き充分でなく、物價安定下落した元和時代は州縣によつては比較的生活安定したところもあるが要は地方官僚その人によるものであろう。

結 び

以上唐代官僚の俸祿と生活について述べたが唐代の俸祿は軍費と共に國家財政の重要な支出の一つであつた。俸祿の内容に種々あり、加うるに官僚數の増加に伴うてその財源を種々な方法で新税を徵收した。數度にわたる増俸があり、時には減俸して軍費に充てねばならなかつた。また時には半減したり、布帛等の現物支給もあつた。物價の騰貴は多少の増額のみでは生活困難であつた。しかし中央の高官は諸使を兼ね巨額の俸錢を得るものがあり、別業を営みて豪侈な生活をするものもあつた。

唐代では地方官に出れば財巨萬を積むと云われているが、必ずしも然らず、中には清廉にしてその成績をあげ良吏と稱せられるもの少からず、その俸錢は同品階の中央官より稍高かつたが肅宗代宗德宗時代の物價騰貴は地方官僚も生活困難であり、憲宗以後物價低廉であつて稍安定してしたが、一方には莫大な軍費の支出もあつて地方官の中には收斂を恣にするものもあつた。(三七・六・二七)

註

- ① 六典卷二 吏部 考功員外郎
- ② 大崎正次氏 唐代京官職田攷・史潮二〇ノ三四號
- ③ 呂思勉氏 隋唐五代史第五章人民生活第二節 八四二頁
- ④ 通典卷三五 秩祿
- ⑤ 濱口重國氏 唐に於ける兩税法以前の徭役勞働下 東洋學報二一ノ一
- ⑥ 菊池英夫氏 六朝軍帥の親軍についての一考察 東洋史研究一八ノ一
- ⑦ 唐會要卷九一 内外料錢上
- ⑧ 六典卷三 戶部度支郎中開元三年
- ⑨ 唐會要卷九一 内外料錢上

唐代官僚の俸祿と生活について

- ⑩ 通典卷六 食貨典六、舊唐書卷三 太宗貞觀九年の條
- ⑪ 唐會要卷九一 内外料錢上、通鑑卷二二一 肅宗乾元二年の條
- ⑫ 舊唐書卷二二五 代宗大曆元年の條
- ⑬ 新唐書卷二二五 食貨志五
- ⑭ 舊唐書卷二二五 代宗大曆八年の條
- ⑮ 舊唐書卷二二五 代宗大曆十二年の條
- ⑯ 舊唐書卷二二五 常哀傳、通鑑卷二二五 代宗大曆十二年の條
- ⑰ 六典卷三 戶部 戶部員外郎
- ⑱ 舊唐書卷一一八 楊炎傳
- ⑲ 舊唐書卷一二 德宗建中三年の條
- ⑳ 舊唐書卷一四九 新唐書卷一三二 沈傳師傳
- ㉑ 舊唐書卷一三九 陸贄傳 陸宣公奏議卷一二 均節賦稅
- ㉒ 通鑑卷二二二 德宗貞元元年の條
- ㉓ 舊唐書卷一三五 新唐書卷一六七 裴延齡傳
- ㉔ 舊唐書卷一七七 新唐書卷一六六 杜佑傳
- ㉕ 舊唐書卷一四八 李吉甫傳
- ㉖ 舊唐書卷一六五 柳公綽傳、舊唐書卷一八 武宗會昌三年の條
- ㉗ 舊唐書卷一四 憲宗元和六年 新唐書卷五五 食貨志五
- ㉘ 新唐書卷五五 食貨志五
- ㉙ 舊唐書卷一一三 新唐書卷 裴冕傳
- ㉚ 舊唐書卷一二六 陳少遊傳
- ㉛ 舊唐書卷一二六 新唐書卷一五〇 李揆傳
- ㉜ 舊唐書卷一〇一 薛登傳
- ㉝ 舊唐書卷一二五 柳渾傳
- ㉞ 舊唐書卷一三八 趙憬傳
- ㉟ 舊唐書卷一六四 王播傳
- ㊱ 舊唐書卷一四九 歸崇敬傳
- ㊲ 布日潮瀨氏 白樂天の官吏生活 立命館文學一八〇號
- ㊳ 呂思勉氏 隋唐五代史第二十章政治制度 一一〇六頁
- ㊴ 舊唐書卷一三九 陸贄傳
- ㊵ 舊唐書卷一六八 錢徽傳